公益社団法人 東京都看護協会・公益社団法人 日本看護協会

退 会 届

申　請　日	年　　月　　日
東京都看護協会会員番号	※他県会員の受付不可（所属の道府県で要申請）
日本看護協会会員番号	
フ リ ガ ナ	生年月日（西暦）
氏　　名	年　　月　　日
自宅住所・電話番号	（〒　　－　　）　TEL：　　（　　） 都 道 府 県
連絡先メールアドレス	@
退会希望日 ※どちらかにチェックしてください。	☐ 退会届が当協会に到着した日 ☐ 当該年度末(3月31日)での退会 （郵送物は当該年度末（3月31日）まで送付となります）
退会日までの送付物 （当該年度末(3月31日)での退会を選択の場合）	☐ 勤務先に送付　☐ 自宅に送付　※勤務先のある方が自宅送付を希望した場合、勤務先が「なし」に変更されます
退会理由 ※いずれかにチェックしてください。	☐ 1. 退職・定年退職のため ☐ 2. 他県へ移動するが、移動先の県で入会しないため ☐ 3. 産休、育休、妊活、病気療養・介護休暇等 ☐ 4. 年会費等が高く負担 ☐ 5. 研修等の利用がないため ☐ 6. 海外留学・海外転居等 ☐ 7. 進学等 ☐ 8. 勤務形態変更・部署異動・転職等 ☐ 9. 他団体入会（他団体名：　　） ☐ 10. 死亡　（逝去日：　　年　　月　　日） ☐ 11. その他　（　　）

《退会届の送付先》 **※郵送代はご負担願います**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-2-19 公益社団法人東京都看護協会 総務部 会員サービス係 宛

【ご案内】

- 東京都看護協会を退会すると日本看護協会も同時に退会となります。退会後は各自で会員証の破棄をお願いいたします。
- 他県の看護協会に移動入会する場合、当協会に退会の届出は不要です。直接移動先県にて移動手続きを行ってください。
- 9月中旬以降に退会の届出をされた場合、11月以降「翌年度継続のご案内」がお手元に届く場合があります。この場合はご案内の破棄をお願いいたします。
- 弔慰金の申請は別途お手続きが必要となりますので、会員サービス係までご連絡ください。
- 東京都看護協会の事業年度開始日である4月1日以降に退会の届出をされた場合、当該年度の年会費、入会金および会館維持管理費のご返金はできかねますのでご了承ください。
- 翌年度の年会費等を納入した場合であっても、翌年度の事業開始日の前日である3月31日までに退会の届出をした場合に限り、年会費等を返金いたします（返金手数料を差し引いてのご返金となります）。

【返金手続きについて】

4月以降、代行会社から順次ご自宅宛てに返金手続きに関するメール、またはハガキをお届けいたします。
メール、またはハガキが届きましたら、ご案内に沿ってお手続きを行ってください。
なお、退会申請からご案内のお届けまで2～3か月ほどお時間がかかりますのであらかじめご了承ください。

【協会使用欄】

施設No.			
	当年度　（　　年） 年会費 ￥	口座振替　銀行振込　コンビニ収納 施設とりまとめ　クレジットカード決済	納入済　未納入
	翌年度　（　　年） 年会費 ￥	口座振替　銀行振込 コンビニ収納　施設取りまとめ	納入済　未納入